

定住補助金制度のご案内



★移住者居住支援事業補助金(県外からの転入者対象)

県外に5年以上お住まいの方が津久見市に移住・定住(転勤等による転入は除く。)しようとするときに必要な住宅を確保するための費用(仲介手数料、家財処分、新規建設・住宅購入、改修、引越)に対する補助金及び移住奨励金を交付します。

★新婚世帯・移住子育て世帯家賃補助金

市内の賃貸住宅に入居する新婚世帯及び市外から転入された子育て世帯に対し、家賃補助金を交付します。市外から転入された新婚世帯には、補助金の加算があります。

★新築奨励・市内消費喚起事業(新築、新築住宅・空き家バンク登録物件購入者対象)

市内に住宅を取得(新築、新築住宅・空き家バンク登録物件の購入)するための契約を締結された方に対し、その取得に要した経費のうち、市内で消費された金額の一部について、市内で使用可能な商品券を支給します。子育て世帯及び市外から転入された方には、補助金の加算があります。

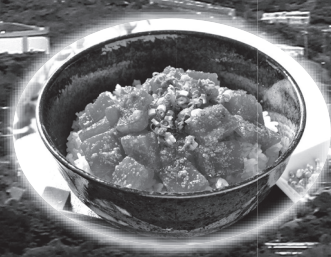
市外で暮らすご家族、ご親戚、ご友人で、津久見市への移住・定住を検討されている方に定住補助金制度をご紹介します！

上記3つの補助金制度については、それぞれ補助要件があり、すべての補助要件を満たす方が補助対象となります。補助要件など詳細については、市のホームページ内「移住・定住情報」にも掲載しています。



●問い合わせ先 / 政策企画課 政策企画班 ☎0972-82-2655
【移住・定住情報】<http://www.city.tsukumi.oita.jp/site/iju-teiju-joho/>

ふるさと津久見応援寄附金 (ふるさと納税制度)



津久見市では、ずっと住み続けたい、住んでみたいと感じていただけるまちづくりをすすめています。「ふるさと津久見応援寄附金」は、津久見市が故郷の方、ご家族が津久見市に住んでいらっしゃる方、津久見市を応援したい方などが、寄附を通じて津久見市のまちづくりを支えていく制度です。いただいた寄附金は「ふるさと創生事業基金」に積み立てられ、魅力あふれる津久見市のまちづくりに活用されます。

【寄附の申込方法】

★インターネットによるお申し込みの場合

ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」から申し込みができます。

ふるさとチョイス：<http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/44207>

(「ふるさとチョイス 津久見市」で検索！)



★郵送によるお申し込みの場合

寄附申込書に必要事項を記入の上、下記申込先まで送付してください。

※寄附申込書は市のホームページからダウンロードするか、政策企画課までご連絡ください。



市外で暮らすご家族、ご親戚、ご友人に
「ふるさと津久見応援寄附金」をご紹介します！

1万円以上の寄附をしていただいた市外在住の方には、みかんやマグロ、イルカ島優待券などの中からお選びいただいた品物をお礼の品としてお送りします！

●申込先 / 〒879-2435 大分県津久見市宮本町20番15号
津久見市役所 政策企画課